

施設整備に係る市と県の協働に関する市の意向調査票

1. スポーツ・健康を核とした街づくり、賑わいづくり

理想の地で、多様な世代の県民が集う、健幸の場～水泳とスポーツ科学を核にしたみんなでつくる川口の元気～

(1) 水泳に熱意あふれるまち川口～水泳王国埼玉の礎を築く～

- ・1945年10月に埼玉県水泳連盟を大野元美元川口市長が設立し、その後も永瀬洋治元市長をはじめ、川口市出身者が会長や役員を歴任し、奥ノ木市長も埼玉県水泳振興議員連盟初代会長を務める
- ・創成期に川口市青木中学校、川口女子高校などを強化しレベル向上に貢献し、多くの選手や指導者を輩出
- ・過去、2度国民体育大会の水泳競技を川口市青木町公園総合運動場屋外プールで開催
- ・県内有数のプール設置数、利用者数を誇り、市民に水泳の文化が根付いている
- ・市立スポーツセンターを中心に8つのプールを整備。水泳愛好者、青少年育成の水泳クラブが30以上存在
- ・活躍した先人が、現在では生涯スポーツとして携わっているなど、シニアアスリートが多数存在

(2) 水泳を核とした県南の新たなスポーツ拠点

- ・サッカーといえば浦和、ラグビーといえば熊谷のように「水泳のまち川口」の定着
- ・周辺を総合運動場として新たなスポーツ拠点へ整備
- ・地域クラブとの連携による生涯スポーツとしての水泳競技の普及
- ・多数存在するシニアアスリートに対する後方支援→マスターズ大会への支援等
- ・トップアスリートとの利用時間の差別化・効率化による稼働率の向上
- ・科学的データに基づくトレーニングの導入による競技力の向上

(3) 川口市立高等学校にスポーツ科学コースを設置し、川口市立高等学校が包括協定を締結している大学や、スポーツリハビリに定評のある市内医療機関の知見データを活用し、アスリート・オリンピックの育成

- ・令和3年度より川口市立高等学校にスポーツ科学コースを設置
- ・スポーツ科学施設を活用し、大学との連携によるスポーツ科学データの活用
- ・市内医療機関と連携し、データに基づく障害予防や競技力の向上
- ・市立高校を中心として、市内中学校部活動指導者との意見交換会を開催し知見の共有
- ・アスリートだけでなく、指導者やスポーツ医科学など、生徒にとって多様な選択肢を創出

1. スポーツ・健康を核とした街づくり、賑わいづくり

(4) スポーツ科学と医療機関や民間事業者との連携による健康寿命の延伸

- ・見沼の自然を生かしたウォーキング教室(ウォーキングアプリ(SUN-歩)でのコース設定)
- ・プールを活用して、筋力アップと老化の予防をし、生きがいづくりの促進
- ・筋肉量の測定等、スポーツ科学施設を活用したデータ収集
- ・民間事業者の活用によるデータをアプリで管理
- ・データに基づき医学的指導
- ・隣接する公民館で健康教室の開催
- ・整備する運動場内に健康遊具を設置

(5) 近隣施設との連携

- ・グリーンセンター、イイナパークなどで遊ぶ子どもたちの体力測定
- ・SKIPシティでの子ども映像制作にスポーツ動画を活用し、科学的分析
- ・総合文化センター・リリアでアスリートの講演

(6) 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設との連携

- ・中学校、高校の大会開催や練習での施設利用による競技力の向上
- ・動作解析などの見える化による競技意欲の向上
- ・障害予防による競技寿命の延伸に伴う生涯スポーツへの発展
- ・スポーツ教室の開催による健康増進

※水泳・スポーツ科学の拠点と連携することで、これまで先人が築き上げてきた「水泳のレガシー」を、次の世代、その先の未来へ引き継いでいく

2. 多様なスポーツ・健康増進に寄与するための各種運動施設との連携

一体活用が必要な施設

- ・神根運動場を総合運動場として一体整備することにより、体育館等の整備や多目的グラウンドの活用、また市内の青木町公園総合運動場や、スポーツセンターと連携することにより活用促進を図り多様な競技の競技力向上を図る
- ・市の保健センターやスポーツセンター等で開催される健康教室にスポーツ科学の知見を活用することで健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図る
- ・子どもたちが施設見学を行うことによるスポーツへの関心の高まりと健康意欲の増進
- ・大学等との連携による、スポーツ科学の視点を踏まえた指導者の育成

相互連携が望ましい施設

- ・今回整備する神根運動場をはじめ少年少女の運動施設、ターゲットバードゴルフ場などの高齢者スポーツを楽しむための施設等市内のスポーツ施設すべてと連携し、アスリート支援や競技力の向上、健康寿命の増進に取り組む

防災機能の確保

- ・もともと防災公園としての整備計画もあったことから、防災拠点としても活用できるよう整備する
- ・近隣に流れる芝川の浸水対策として開発基準を超える雨水流出抑制を行う
また、貯留した雨水は、植物の散水や非常時の雑用水として活用する

3. 県民の利便性向上

県のスポーツ施設は、県北の熊谷ラグビー場、県央の上尾陸上競技場、さいたま市の埼玉スタジアム2002など、多く設置されているが、人口107万人を超える県南4市の地域には戸田漕艇場以外施設が無い。また、県全体に占める県民税割合においても、県南4市(川口・戸田・蕨・草加)で約14・3%となっている。神根運動場への施設の整備は、そうした県民への還元につながる。

既存施設のない、平坦整形地であることから、時代に適した段階整備ができ、神根運動場周辺を一体整備することで、利便性を最大限に高める公園機能の拡張が可能となる。

1 周辺道路の整備

ア 安全性の高い利用者動線の確保

近隣鉄道駅からの自転車通行空間の整備および、幹線第44号線東側の歩道整備と電線類地中化による快適な歩行空間の確保

イ 施設利用車両への車両通行環境整備

広域幹線からの大型車両(バス等)が走行可能な走行空間の確保と施設入口部の右折レーンを整備する。また、施設への円滑な誘導のため、案内標識等を整備する。

ウ 憩いの場としての整備

自然豊かな公園としての一体整備により、見沼代用水から繋がる多様な世代が集う憩いの場となる。

2 交通網の整備

ア 神根運動場は、JR京浜東北線蕨駅と埼玉高速鉄道線新井宿駅の両駅に路線バスで結ばれており、施設整備により、バスの発着本数を増加させることを検討する。

イ 市が運営するコミュニティバスの路線上でもあり、最寄駅のJR武蔵野線東浦和駅とも結ばれている。発着本数等の増加などの検討や、アスリートバスとして活用も検討。

ウ 今後シェアサイクルの実証実験を実施予定であり、最寄駅等から対象地までシェアサイクルを利用した移動も可能となる。

3 水難救助訓練への活用

閑散期を利用し、市消防と近隣の消防機関や警察機関等と連携して訓練を実施する。

4. 県民負担の抑制

屋内50m水泳場を神根運動場に整備することで、市立中学校16校ある水泳部や30以上ある水泳愛好者及び青少年育成のための水泳クラブ、さらに市立スポーツセンターを中心とする8つのプールとの連携、さらには、県南4市で人口107万人を超えることから、プールの稼働率向上に大きく貢献することが可能となる。

平日閑散期にも、施設利用者の増加が見込まれ、イベントやスポーツ教室などの開催や施設管理者の自主事業においても多くの需要が見込まれ、収益性が確保できる。

1 地産地消の最先端エコプール熱源

プールの大きな運営エネルギーを、太陽熱と太陽光のベストミックスにより自給自足する。その際、エネルギーの一部として、市スポーツセンターも活用する。

エネルギーロスを回収・利用し、環境に配慮した施設にすることで、環境負荷を低減し、県民負担を抑制する。

2 土地について

市有地を、埼玉県に使用貸借する。ほぼ市有地のため、新たな土地取得コストが発生しない。

3 市スポーツ施設との合築により、大会等における駐車場の共同利用やその受益に応じ、本市も事業費を負担することを検討。

4 収益事業の展開

アスリートによるスポーツ教室、イベントなどを開催する。

市内産の野菜やオーガニック食品を扱う「食と健康」をテーマとしたマルシェの開催やスポーツ用品店と連携し、施設内で製品を実際に試しながら販売できる販売会を開催する。

5 川口オートレースにて、協賛レースの開催やスター選手によるイベントを通じて、財政面で支援・協力が可能。

※その他個別の課題

【都市計画法や都市公園法などの手続きが発生する可能性がある】

1 埼玉県建築基準法施行条例第43条の2及び第44条について

「観客席3,000席を有する屋内プール」であることから、「観覧場」(「興行場等」)に該当する。(条例第43条の2)客席の定員により接道する道路の幅員が規定されている。今回の計画では、幅員11m以上の道路に敷地外周の1/7以上接道する必要があるが、現況の幅員は10mで規定に適合していない。(条例第44条第1号)

ただし、「興行場等」の周囲に公園、広場その他広い空地があつて安全上支障がないと知事(市長)が認める場合には幅員の規定は適用しない。(条例第44条第3項)

(方針)条例第44条第3項の適用除外の規定を適用する場合、「安全上支障がない」判断として、「配置計画において、敷地内の道路に通じる避難安全上有効な空地等を設ける」、「現在の都市公園の範囲を拡張する」等を検討する。

または、規定に適合するため、周辺道路の拡幅整備を行い必要な道路幅員(11m以上)を確保する。

2 都市計画法の許可等について

ア 都市計画法第29条第1項第3号に定める、公益上必要な建築物とすることで、許可不要となる。

・公益上必要な建築物として、政令第21条26号に該当すれば許可不要となる。

整備手法はPFIも可能であるが、施設の設置管理条例を制定する必要がある。

・政令第21条3号の「都市公園法第2条第2項に規定する公園施設」に該当すれば、許可不要となる。

ただし、プール施設及び付帯施設はこれに該当していると言えるが、その他については、検討が必要となる。

イ 開発許可が必要となる場合について

上記でも触れたように、第二種特定工作物に該当するプール施設以外にも、複数の施設が混在するため、プールも含めた全体での開発許可申請となり、開発審査会を経て、許可することとなる。

なお、埼玉県が事業主体の場合、法第34条の2により、協議の成立をもって、開発許可があつたものとなる。

※許可が不要となる可能性が高いが、施設や運営について詳細が未定のため、現段階では許可が必要という想定。

※その他個別の課題

3 都市公園法について

現在、川口市都市公園条例において、神根公園の建築面積の総計が、公園敷地面積の20/100、神根公園の運動施設の総計が、公園敷地面積の50/100と定められていることから、「公園の区域変更」及び「都市計画決定の変更」により、対応する。

また、必要に応じて条例改正により、建蔽率等の制限緩和も検討する。

4 その他

川口市景観計画の中で、建築物の高さの最高限度10mと規定があるが、周辺景観との調和等により、高さの適用除外を行う。

【グラウンド地下に下水本管、上空に高圧線が通っている】

1 下水本管に支障をきたさず建物を配置することが可能であると考えられるが、配置計画によっては、下水本管の切り回し工事を行う。

2 高圧線が通過する土地には、地役権等が設定されているため土地利用に一定の制約がかかることから、景観や土地の有効活用から移設は必要と考えるが、それには多額の費用や期間を要することとなる。
高圧線に影響のない建築物等の計画をすることが肝要と考える。

【川口市立北中学校への影響(配置上の制限となる可能性がある)】

配置計画によって、日影規制による制限は解消できると考えられる。

また、川口市立北中学校のテニスコートを、神根運動場整備に含めて一体的に行うことなど、効率的な土地利用を検討する。

【現在のグラウンド利用者等の利用調整】

神根運動場の再整備及び市内スポーツ施設の活用により調整する。